青色パンフレット　都道府県、県猟友会、市町村、協議会、猟友会支部の皆様へ

有害
指定管理
鳥獣捕獲

（一社）大日本猟友会
令和8年度
鳥獣被害対策総合補償制度のご案内
（施設賠償責任保険・総合生活保険）

一般的なハンター保険では対象外となる事故を補償する制度です

自治体・猟友会が法律上の賠償責任を負った場合を補償

わな、網、柵の使用に起因する事故を補償（賠責）

手術保険金のお支払いが可能（傷害）

鳥獣被害対策の活動において必要な補償を手厚く準備できます

契約者	一般社団法人 大日本猟友会
加入対象者	都道府県、県猟友会などの団体 市町村、協議会、猟友会支部などの団体
対象となる事業	都道府県による被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲、その他の都道府県における被害防止対策、または指定管理鳥獣捕獲等事業 市町村が単独、または隣接する複数の市町村が共同して作成する被害防止計画に基づく農作物被害を防止するための鳥獣の捕獲（おもに鳥獣被害対策実施隊の活動を想定しています）、緊急銃猟
保険期間	令和8年6月1日午後4時～令和9年6月1日午後4時まで ※毎月1日付で途中で加入することも可能です。
募集締切	令和8年5月15日（金）※年間加入の場合

2026年2月作成　25T-002024

【初めにご一読ください】

当商品は大きく２タイプ（青・オレンジ）に分かれます。被害防止対策に誰が参加するかでご覧いただくパンフレットが異なります。

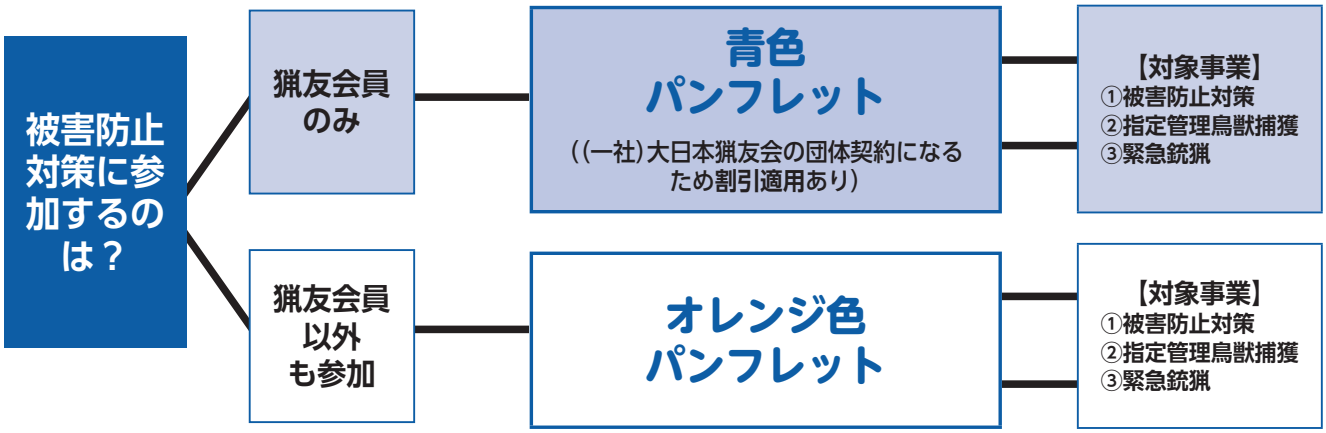

【補償の種類】 本制度では２つの補償をご用意しています！

①第三者に対する賠責（施設賠償責任保険）…… P3

＜主な補償範囲＞
銃器・猟犬の使用
わな、網、柵の使用
自治体や猟友会の法律上の損害賠償責任

②被害防止計画に参加する方のケガ（総合生活保険）…… P5

＜主な補償範囲＞
入院・通院・手術

自治体・団体として十分な補償を備えられていますか？

＜加入者様の声＞

- ハンター保険で、わな、網、柵リスクも補償されると思い込んでいた。
- 狩猟者さんが加入する、共済・ ハンター保険頼みだったので、自治体（団体）として加入できてよかった。
- 自治体や団体が訴えられる可能性を想定できていなかった。
  その際、ハンター保険では補償されないことも分かっていなかった。ひやっとした。

【制度設立の背景】

近年、都道府県による被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲、その他の都道府県における被害防止対策（以下「都道府県が主体となる被害防止対策」という。）及び指定管理鳥獣捕獲等事業において、猟銃の誤射、わなの見回り中に発生する事故等による人身等への被害が発生しています。

また、市町村においても、市町村が単独で、又は隣接する複数の市町村が共同して作成する被害防止計画に基づく、農作物被害を防止するための鳥獣の捕獲等（以下「市町村が主体となる被害防止対策」という。）において、猟銃の誤射、わなの見回り中に発生する事故等による人身等への被害が発生しています。

こうした中、（一社）大日本猟友会と東京海上日動火災保険株式会社が共同で、上記事業を補償範囲とした補償制度を開発致しました。具体的には、都道府県、県猟友会または市町村、協議会、猟友会支部を加入対象者（保険料負担者）とし、猟友会構成員を補償対象者とした傷害保険・賠償責任保険です。本制度は、（一社）大日本猟友会を団体契約者とすることでスケールメリットを効かせ、割安な保険料を実現しております。

また、（一社）大日本猟友会の共済保険及び民間ハンター保険と異なり、都道府県や市町村が主体となる被害防止対策のみを補償対象としていることから、保険料の一部は各種交付金の支援等の対象となることが可能です。

本保険への加入が、被害防止対策を行う皆様が安心して事業に取り組める土台作りになると考えております。

1. 鳥獣被害対策 賠償責任保険（施設賠償責任保険）

2026年１月１日以降始期契約より、施設賠償責任保険におきまして、明確化・平仄等の観点で約款の改定を行いました。改定に伴う補償内容および保険料の変更はございません。

賠償責任保険では、以下の①～④の業務に起因して、他人の身体・生命を害したり、他人の財物を損壊したことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に、その賠償金等を補償します。

①捕獲者による、都道府県または市町村が主体となる被害防止対策（*）、指定管理鳥獣捕獲等事業または緊急銃猟を行っている間における銃器の使用

②捕獲者による、都道府県または市町村が主体となる被害防止対策（*）、指定管理鳥獣捕獲等事業または緊急銃猟の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの行程中における猟犬の使用

③捕獲者による、都道府県または市町村が主体となる被害防止対策（*）、指定管理鳥獣捕獲等事業または緊急銃猟を目的とするわな、網、柵、止め刺し機等の猟具の使用

④捕獲者による、都道府県または市町村が主体となる被害防止対策（*）、指定管理鳥獣捕獲等事業または緊急銃猟を目的とした見回り・警備等

（*）都道府県が主体となる被害防止対策とは、都道府県による被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲、その他の都道府県における被害防止対策を指します。

（*）市町村が主体となる被害防止対策とは、市町村が単独で、又は隣接する複数の市町村が共同して作成する被害防止計画に基づく、農作物被害を防止するための鳥獣の捕獲を指します。

なお、本制度は事業ごとの加入となりますので、都道府県が主体となる被害防止対策と指定管理鳥獣捕獲等事業の双方を補償とする場合は、2事業分のご加入が必要です。

引受保険会社は、上記の事由に起因する事故が保険期間中に日本国内において発生した場合に限り、保険金を支払います。

（1）賠償責任保険の特徴：

■わな、網、柵の使用および設置に起因する事故も補償対象です（一般的なハンター保険では免責）。

■都道府県または県猟友会が法律上の損害賠償責任を負った場合も補償対象となります（一般的なハンター保険では免責）。

（2）加入対象者・被保険者（補償を受けることができる方）：

●パターン1

加入対象者（保険料負担者）：各都道府県、各市町村または各協議会

記名被保険者：県猟友会または猟友会支部

被保険者：①都道府県、②都道府県が指定する県猟友会、③市町村または協議会、④市町村もしくは協議会が指定する猟友会支部、⑤指定された県猟友会または猟友会支部に所属する猟友会構成員

（但し、都道府県または市町村が主体となる被害防止対策または指定管理鳥獣捕獲等事業の遂行に関してのみ補償対象となります）

●パターン2

加入対象者（保険料負担者）：県猟友会または猟友会支部
記名被保険者：県猟友会または猟友会支部
被保険者：①委託元の都道府県、②加入した県猟友会、③委託元の市町村または協議会、④加入した猟友会支部、⑤加入した県猟友会または猟友会支部に所属する猟友会構成員

（但し、都道府県または市町村が主体となる被害防止対策または指定管理鳥獣捕獲等事業の遂行に関してのみ補償対象となります）

(3)保険料：

都道府県または市町村が主体となる被害防止対策または指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する猟友会構成員１人あたり3,000円（年間保険料）

※保険加入後の人数増減の手続きは不要です。

なお上記の保険料は、1事業分の保険料となります。都道府県が主体となる被害防止対策と指定管理鳥獣捕獲等事業の双方を補償対象とする場合、2事業分の加入が必要です。引受保険会社は、保険金を支払う場合において、保険契約者または被保険者が申告した人数が実際の人数に不足していたときは、申告された人数に基づく保険料と実際の人数に基づく保険料との割合により、保険金を削減して支払います。

(4)支払限度額：

対人・対物賠償共通　支払限度額1億円（1名・1事故・保険期間中）
初期対応費用　支払限度額1,000万円（1事故）（※1）
免責金額（自己負担金額）はありません。

（※1）身体障害見舞費用は、1事故において被害者1名につき10万円が限度。（「初期対応費用担保特約条項」の支払限度額の内枠）。

(5)想定事故例：

- 被害防止対策の実施中や鳥獣被害対策実施隊の活動中、シカと見間違えて人を撃ってしまい大けがをさせてしまった。
- 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施中や鳥獣被害対策実施隊の活動中、不十分な状態でわなを設置してしまい、かかったイノシシが逃げ出し、周囲にいた人を襲いけがをさせてしまった。

  （一般的なハンター保険では免責となる「わなの使用に起因する事故」についても本制度では補償対象としております）

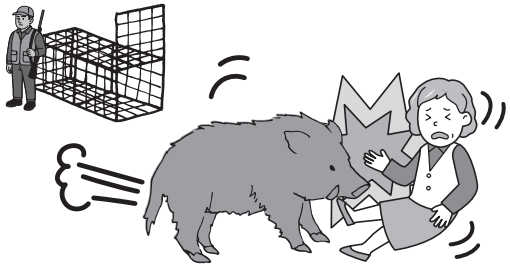

- 都道府県もしくは県猟友会または市町村、協議会もしくは猟友会支部の指示のもと、組織的な捕獲活動を行っている際、猟友会構成員への指示に不備があり、その結果として対人事故が発生してしまった。

  （一般的なハンター保険では免責となる「団体（都道府県、県猟友会、市町村、猟友会支部）が法律上の損害賠償責任を負った場合」についても本制度では補償対象としております）

(6)お支払いの対象となる損害：

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して保険金をお支払いします。

①法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要です。
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談なども含みます。）
③緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用

④損害防止軽減費用	被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続きまたは既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した必要・有益な費用
⑤協力費用	引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用
⑥初期対応費用	この保険の対象となりうる事故が発生した場合に被保険者が負担した、その額および使途が社会通念上妥当と認められる次の費用 • 事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影、事故原因調査費用 • 事故現場の取り片付け費用 • 被保険者の役員・従業員の事故現場への派遣費用 • 通信費 • 書面による保険会社の同意を得て支出したお詫び広告費用 • 対人事故が発生した場合に支出した被害者への見舞金（香典を含みます。）・見舞品購入費用 • 上記に準ずる費用

保険金のお支払い方法は次のとおりです。
上記①の損害賠償金に対して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
上記②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は適用されません。）。ただし、上記②の争訟費用については、「①損害賠償金＞支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。上記⑥の費用については、支払限度額を限度に、支出した費用をお支払いします。

(7) 保険金をお支払いしない主な場合：

- 保険契約者または被保険者（補償を受けることができる方）の故意
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- 戦争、暴動、変乱、騒じょうまたは労働争議
- 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- 排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任
- 次に掲げるものの所有、使用または管理に起因する損害
  ア．自動車、原動機付自転車または航空機
- 次の事由に起因する損害
  ア．法令で禁止されている場所において使用された銃器または猟具
  イ．捕獲者以外の者に譲渡または貸与された銃器または猟具
  ウ．銃砲刀剣類所持等取締法に定める許可を受けずに捕獲者が所持している銃器
  エ．他人の猟犬の殺傷

等

2. 鳥獣被害対策 傷害保険（総合生活保険（傷害補償））

準記名式契約特約（一部付保）、管理下中のみの傷害危険補償特約、往復途上傷害危険補償特約セット

2025年10月１日以降始期契約より、総合生活保険におきまして、商品改定を実施いたしました。詳細は別紙改定のご案内をご確認ください。

■被保険者が狩猟者団体に雇用されており給与等の支払いを受けている場合は傷害保険のご加入ができません。政府労災等での補償をご検討ください。

本保険商品は、都道府県または市町村が主体となる鳥獣捕獲事業の活動中に、ケガで入院したり、亡くなったりした場合等を補償する保険です（病気に関する補償や貯蓄を目的とした保険ではありません。）。
お客様のご意向に合致している場合は、本パンフレットの内容をご確認ください。

都道府県または市町村が主体となる被害防止対策（*）および指定管理鳥獣捕獲等事業の遂行中や、自宅から捕獲場所への往復途上において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害（ケガ）を被ったまたは熱中症となった場合に保険金をお支払いします。

(*)都道府県が主体となる被害防止対策とは、都道府県による被害の防止を目的とする個体数調整のための捕獲、その他の都道府県における被害防止対策を指します。
(*)市町村が主体となる被害防止対策とは、市町村が単独で、又は隣接する複数の市町村が共同して作成する被害防止計画に基づく、農作物被害を防止するための鳥獣の捕獲等を指します。(主に、鳥獣被害対策実施隊の事業を想定)

(1)傷害保険の特徴:

■手術保険金のお支払いが可能です(一般的なハンター保険では対象外)。
■自動車に搭乗中の事故、自動車との衝突・接触等に起因する事故も補償対象となります(一般的なハンター保険では対象外)。

実際の事故例
- 斜面を下った際に雨でぬかるんだ箇所で腰から転倒した(通院26日)
- 鳥獣をわなから外す際に逆襲に遭い、手術が必要な程の重傷を負った(手術1回・通院36日)
- うっそうとした藪の中で鳥獣を追い払っていたら目に枝が刺さってケガをした(通院5日)

(2)加入対象者・被保険者:

●パターン1

加入対象者(保険料負担者):各都道府県、各市町村または各協議会
被保険者:都道府県、市町村または協議会が指定する県猟友会または猟友会支部に所属する猟友会構成員
(但し、都道府県または市町村が主体となる被害防止対策および指定管理鳥獣捕獲等事業の遂行に関してのみ補償対象となります)

●パターン2

加入対象者(保険料負担者):県猟友会または猟友会支部
被保険者:県猟友会または猟友会支部に所属する猟友会構成員
(但し、都道府県または市町村が主体となる被害防止対策および指定管理鳥獣捕獲等事業の遂行に関してのみ補償対象となります)

(3)保険料:

1人あたりの年間保険料　NEW あんしんプラン:43,710円　あんしんミニプラン:15,150円
ご加入は、都道府県または市町村が主体となる被害防止対策および指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する猟友会構成員数の1日あたりの予想最大活動人数でお申込みいただきます。

(ご参考)保険料計算例:あんしんミニプランの場合
構成員1000人の県猟友会であっても、被害防止対策に従事する1日あたりの最高活動人数が200人の場合、保険料は以下の通りとなります。
200人×15,150=3,030,000円
最大活動人数に変更があった場合は遅滞なくご連絡ください。保険料の精算が必要となります。最大活動人数が増えたにもかかわらず、故意または重大な過失によって遅滞なくご連絡がなかったり、増えたことによる追加保険料を相当の期間内に支払わなかった場合は、保険金を削減してお支払いします。なお、追加保険料を相当の期間内に支払わなかった場合はご加入を解除することがあります。

(4)補償内容:

保険期間:1年間、団体割引:10%

	補償内容
死亡・後遺障害保険金	NEW あんしんプラン:2,500万円　あんしんミニプラン:400万円
入院保険金(1日あたり・30日限度)	4,500円
手術保険金	22,500円(入院中以外)または4.5万円(入院中)
通院保険金(1日あたり・30日限度)	3,000円

・手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
・往復途上を補償するためには、次の(a)(b)いずれの条件も満たすことが必要です。
　(a)　対象となる事業の活動のために住居を出発する前に加入者の名簿で被保険者が確定できること
　(b)　活動日・場所が客観的資料（活動報告書等）で確定できること

死亡・後遺障害	ケガや熱中症で死亡したり後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。
入院・手術	ケガや熱中症で入院*1したり手術*2を受けた場合に保険金をお支払いします。 ＊1　事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また1事故について30日を限度とします。 ＊2　事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
通院	ケガや熱中症で通院*1した場合に保険金をお支払いします。 ＊1　事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また1事故について30日を限度とします。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

(5)保険金をお支払いしない主な場合：

- 故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った傷害
- 酒気帯び運転、無資格運転中に被った傷害
- 脳疾患、疾病または心神喪失によって被った傷害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った傷害
- むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- その他「急激かつ偶然な外来」の条件を欠くもの（靴ずれ、しもやけ、日焼けなど）　等

3. 加入手続きについて

お申込みから保険料のお支払いまで

都道府県または市町村が主体となる被害防止対策と指定管理鳥獣捕獲等事業はそれぞれ事業ごとの加入となります。

(1)年間加入の場合

加入依頼書に必要事項を記入し、郵送または電子メールにて東京海上日動あんしんコンサルティング（株）へ送付してください。令和8年5月15日（金）までに加入依頼書の発送、加入依頼書記載の口座に保険料のお振込みをお願いいたします。

(2)中途加入の場合

加入依頼書に必要事項を記入し、郵送または電子メールにて東京海上日動あんしんコンサルティング（株）へ送付してください。
保険開始日（補償開始日）は毎月１日です。（例：10月１日）。補償開始日前月の20日までに加入依頼書の発送、加入依頼書記載の口座に保険料のお振込みをお願いいたします。

（例）10月1日補償開始の場合、9月19日までに加入依頼書の発送、保険料振込をお願いいたします。

(3)保険料表

見積依頼書の依頼をする前におおよその保険料を確認することができます。

加入月	6月(1年間)	7月	8月	9月	10月	11月
賠償責任保険保険料 (1人あたり)	3,000円	2,750円	2,500円	2,250円	2,000円	1,750円
傷害(あんしんプラン)保険料 (1人あたり)	43,710円	40,070円	36,430円	32,780円	29,140円	25,500円
傷害(あんしんミニプラン)保険料 (1人あたり)	15,150円	13,890円	12,630円	11,360円	10,100円	8,840円

加入月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
賠償責任保険保険料 (1人あたり)	1,500円	1,250円	1,000円	750円	500円	250円
傷害(あんしんプラン)保険料 (1人あたり)	21,860円	18,210円	14,570円	10,930円	7,290円	3,640円
傷害(あんしんミニプラン)保険料 (1人あたり)	7,580円	6,310円	5,050円	3,790円	2,530円	1,260円

予算要求等で見積書が必要な場合は裏表紙下に記載の【取扱代理店】までメールでお問合せください。

加入依頼書の送付先

郵送の場合:

〒104-0033
東京都中央区新川1―8―6　秩父ビルディング6階
東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社　公務広域法人部
(鳥獣被害対策総合補償制度担当)　宛

メールの場合:

hunters@web-tac.co.jp まで、PDF化した加入依頼書をご送付ください。

捕獲者名簿について

捕獲者名簿の備え付けが必要です。事故発生時などにご提出いただくことがあります。

加入者証

保険会社から加入者証をご郵送します。(年間加入の場合は7月中旬頃、中途加入は随時)。加入者証は加入内容を確認する大切なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいますようお願いいたします。また、加入者証が到着するまでの間、加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、東京海上日動あんしんコンサルティング(株)または引受保険会社までお問い合わせください。

4. 事故が起こったら

【報告先】

事故が発生した場合は、直ちに東京海上日動あんしんコンサルティング（株）に電子メールでご連絡ください。メールアドレスは以下の通りです。

hunters@web-tac.co.jp

〈施設賠償責任保険に関して〉
ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、ご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

■総合生活保険（傷害補償） 補償の概要等

保険期間：1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。

【傷害補償】

■保険の対象となる方がケガ*1*2をした場合に保険金をお支払いします。

■「管理下中のみの傷害危険補償特約」をセットされる場合は、都道府県または市区町村が主体となる鳥獣被害防止対策および指定管理鳥獣捕獲等事業の間に保険の対象となる方がケガ*1*2をした場合に保険金をお支払いします。

※「往復途上傷害危険補償特約」をセットされる場合は、上記に加え、住居と所定の集合・解散場所との経路往復中において被ったケガ*1*2についても保険金をお支払いします。また、作業・活動が学校の管理下で行われる場合で、保険の対象となる方がその学校の学生であるときは、集合・解散場所との経路往復中において被ったケガ*1*2を含みます（住居と勤務地との経路往復中において被ったケガ*1*2は含みません）。

*1 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

*2 *1にかかわらず、傷害補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に**死亡された場合** ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払います。	・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じたケガ ・保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じたケガ ・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・**無免許運転や酒気帯び運転**をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 等
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に**後遺障害が生じた場合** ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に**入院された場合** ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について 30 日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金	治療を目的として、**公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合** ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に**通院（往診を含みます。）された場合** ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について30日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。	

この保険は、（一社）大日本猟友会をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として（一社）大日本猟友会が有します。

このパンフレットは総合生活保険（傷害補償）の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【よくある質問】

Q1：賠償責任と傷害補償、両方加入しなくてはならないか。
A1：いずれか単品でも加入可能ですが、活動が活発化してきたこともあり、両方の補償を備える自治体や団体が増えてきています。

Q2：中途加入はできるか。
A2：毎月１日付で加入できます。手続きの締切は前月20日までです。
（10月1日中途加入希望の場合、9月19日までにお手続きを完了させてください）

Q3：個人で加入できるか。
A3：個人加入は不可です。加入対象者は、自治体、協議会、狩猟者団体です。

Q4：個別勉強会もしくは上席に説明するにあたり同席してほしい。
A4：あいにく少人数で対応しているため、個別の勉強会はお受けしておりません。
パンフレットに記載の内容以外でご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

Q5：一年間ではなく、狩猟期間だけ加入することは可能か。
A5：狩猟期間だけの加入は不可です。団体制度の継続した運営のため、ご協力ください。中途加入の場合は保険期間の終期が令和9年6月1日午後4時までとなり、更新時には令和9年6月1日から一年間で加入いただきます。

Q6：付き合いのある代理店で加入できるか。
A6：特定代理店のみでのお取り扱いとなります。

Q7：見積依頼はどこにお願いすれば良いか。
A7：裏表紙下に記載の【取扱代理店】へメールでご依頼ください。
翌年の予算取りに使用する場合に限り見積書を発行させていただきます。

- 施設賠償責任保険　重要事項説明書
- 重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕
  総合生活保険（傷害補償）にご加入いただく皆様へ
- ご加入内容確認事項（意向確認事項）
- サービスのご案内は、右記二次元コードより読み取りの上ご確認ください。
  または、東京海上日動あんしんコンサルティングのホームページ（URL：https://www.web-tac.co.jp/hunters/）に掲載の重要事項説明書等にてご確認ください。

お問い合わせ先

【取扱代理店】
東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社　公務広域法人部
〒104-0033 東京都中央区新川１－８－６　秩父ビルディング６階
TEL：03-4332-4010　e-Mail：hunters@web-tac.co.jp　https://www.web-tac.co.jp/hunters/

【引受保険会社（幹事会社）】
東京海上日動火災保険株式会社　（担当課）公務第一部公務第二課
〒102-8014 東京都千代田区三番町６－４　e-Mail：hunter.tmnf@tmnf.jp

東京海上日動火災保険株式会社